

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年2月25日(木) 午前9時30分から
2. 開催場所 役場尾之間支所 3階 第3委員会室

3. 出席委員 (18人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
委員	2番	牧 潤三	君
	3番	田中 武浩	君
	4番	渡邊 みな子	君
	5番	白川 満秀	君
	6番	岩川 原造	君
	7番	大角 利夫	君
	8番	安藤 清浩	君
	9番	日高 清明	君
	10番	笹原 綾乃	君
	12番	牧 優作郎	君
	13番	岩川 孝行	君
	14番	亀割 義一	君
	15番	備 邦雄	君
	16番	平田 耕作	君
	17番	西橋 豊啓	君
	18番	神宮司 守昭	君
	20番	内田 政人	君

4. 欠席委員 (1人)

欠席者	19番	中島 則雄	君
-----	-----	-------	---

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第53号 農用地利用集積計画について
- 議案第54号 屋久島町農業委員会規定の一部改正について
- 議案第55号 耕作放棄地についての農地・非農地判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	鎌田 勝嘉
係長	川東 卓磨
主事	日高 啓太
相談員	西田 博隆

7, 概要
事務局長

皆さんおはようございます。

本日は 19 番委員の中島さんから欠席の届けがでております。西橋委員につきましては遅刻するという事です。

ただ今から平成 27 年度第 11 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は 2 番委員の牧潤三委員にお願い致します。

憲章朗唱（2 番委員）

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

みなさん おはようございます。

タンカンの収穫や出荷、あるいはバレイショの収穫が始まっております。良い天気恵まれなくて少し焦っているんじゃないかと思っております。

JA の集荷量、昨日現在で 240t というふう聞いておまして、今の状況では登録申し込みくらいはいくんじゃないかと予測をしておるようでございます。

バレイショにつきましては、今の状況は良い時の 70% 程度ということで、若干収量が下回るんじゃないかと思っております。

バレイショについては病気と寒波による茎葉の早めの損傷の影響ということです。

タンカンについては 4・5 年前には JA で 700t の実績があるという事です、半分弱の収量であるということです。

話は変わりますが、4 月からは農業委員会の新体制の中での活動になります。農地利用につきましては中間管理事業等を活用して今後の土地利用を図っていくのは、国の基本的な農政の方向でございます。それに付随したいろいろな制度が動き出すようでございます。皆さんも新聞等でご承知かとは思いますが、場合によっては固定資産税を 1.8 倍上げますよという話、あるいは半分にしますよ。という話がいよいよ具体的になりまして、私どもの対応如何ではそれが実行されるという事でございまして、現場の農業委員が矢面に立つということが起こりそうな気配でございます。

本日の議案はそれほど多くはございませんが、新体制に向けてのいろいろな情報提供ということで若干時間を取ることになるかと思えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

それでは本日の会議録署名委員を 2 番委員、3 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第 14 号。農地法第 18 条第 6 項の気宇帝による合意解約について事務局から説明をお願いします。

事務局長

報告第 14 号。農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、次のとおり合意解約の通知があったので報告いたします。

整理番号 23 番。権利の種類：賃貸借権。契約内容：農地法第 3 条。貸借人：借人 ■■■■■ さん（■■■歳）、貸人（■■■さん（■■■歳）、■■■さん（■■■歳）。土地の所在：■■■。地目：田。面積：■■■㎡。貸借期間：平成 24 年 12 月 1 日から平成 27 年 11 月 30 日までの 3 年間。解約の理由：合意解約。貸借の解約の

事務局長

申し入れをした日 貸借の合意解約の合意が成立した日：平成 27 年 11 月 9 日。貸借の合意による解約をする日：平成 27 年 11 月 28 日。土地の引き渡し時期：平成 27 年 11 月 29 日となっております。

会長

報告案件でございますが、皆さん方からご質問等ございますか。
（「ありません。」の声あり）

改めて説明をいたしますと、農地法 3 条の契約であったために、契約期間が終了しても同じ契約が延長いたしますので、契約の満了期間は過ぎておりますが、農地法第 3 条の性格上、あえて合意解約を結ぶ必要がございます。そういう事が出てきた案件でございます。

よろしいでしょうか。
（「はい。」の声あり）

それでは続きまして議案第 52 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 52 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 15 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 ■■■■■ さん（■■■ 歳）、譲渡人 ■■■■■ さん（■■■ 歳）。土地の所在：■■■■■、畑、■■■㎡。利用状況：休耕地。第 2 種農地・都市計画区域内です。事由：『現在借家住まいであり、譲渡人（父）から申請地の贈与を受け、自己の住宅を新築するため。』ということです。

転用目的及び事業計画：土地造成の所要面積が ■■■■㎡、うち住宅の所要面積が ■■■■㎡、駐車場の所要面積が ■■■■㎡、緩衝地等の所要面積が ■■■■㎡。住宅の建築面積が ■■■■㎡です。

今回の申請は第 2 種農地でもありますし、転用面積 500 ㎡以内ということ、また転用の事業計画・被害防除計画を見ても特に問題は見られないことから、転用はやむを得ないと思われまます。 以上です。

会長

整理番号 15 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

〇番（農 業 委 員）

本人と話しまして現場も見に行きましたけれども、9 ページの航空写真をお願いしたいんですが、■■■■■のすぐ近くです。ここは■■■■■を植えていたんですけども、周りに新築が増える中でトラクターとか管理機とか、機械を入れるまでは広くないということや、機械がやかましいとか苦情も出まして、2・3 年何も作っておりません。

■■■■■さんは娘さんです。周りの畑は菜園で、当たり前生産的な農業をしているところでもありません。このまま放っておいても遊休地になるだけですし、私としてはやむを得ないと思います。 以上です。

会長

整理番号 15 番について皆さん方からご意見、ご質問等ございますか。
（「ありません。」の声あり）

整理番号 15 番は申請に同意することにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）

整理番号 15 番は申請に同意することに決定いたします。

続きまして整理番号 16 番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 16 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 ■■■■■ さん、譲渡人 ■■■■■ さん（■■■ 歳）。土地の所在：■■■■■、■■■■■。地目：畑。2 筆の合計面積：■■■■■㎡。利用状況：雑種地。第 2 種農地・都市計画区域内。事由：『平成 ■■■■年に店舗付住宅を建築したが、許可申請を出していなか

事務局長

ったため。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成が ■■■ m²。店舗付住宅の建築面積が ■■■ m²。駐車場の所要面積が ■■■ m²、緩衝地が ■■■ m²です。

無断転用という事で始末書、500 m²を超える案件ということで理由書が添付されております。

今回の案件は追認案件でございます。始末書も提出されておりますし、やむを得ないと思っております。 以上です。

会長

整理番号 16 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

場所からですけれども、18 ページの写真を見てください。■■■の■■■から ■■■ m ほど■■■よりの県道沿いです。周辺に農地は無く、16 ページの始末書にもあるように、父親が 40 年近く前から住んでいたという事で、本人もまさか農地であるとは気づかずに、建て替えたという事です。やむを得ないと思えます。住所が■■■となっておりますが、家が建った時点からここに住んで■■■を運営しております。

自分も農業委員でありながら、まさかというところでしたので、やむを得ないと思えます。 以上です。

会長

皆さん方からご質問等ございますか。

（「ありません。」の声あり）

ご意見無ければ申請に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 16 番は申請に同意することに決定いたします。

続きまして議案第 53 号。農用地利用集積計画についてですが、■■■番委員が当事者ですのでご退席をお願いいたします。

（■■■番委員 退席）

整理番号 26 番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 53 号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求める。

整理番号 26 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権。申請人：借人■■■さん（■■■歳）、貸人■■■さん（■■■歳）。土地の所在：■■■、畑、■■■ m²。農用地区域内。内容：ぼんかん。契約期間：平成 28 年 3 月 1 日から平成 38 年 2 月 28 日までの 10 年間。借料：■■■円。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：ぼんかん・たんかん・時計草。経営面積：所有面積が■■■ m²、借地が■■■ m²、合計で■■■ m²。従事日数：250 日。農機具等の保有状況：動噴・2、軽トラック・1、オレンジキーパー・1、選果機・1、梱包機・1、ハンマーナイフモア・1 です。

会長

整理番号 26 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

担当委員に代わって私の方から説明をいたします。21 ページの写真をご覧ください。■■■から■■■に上るところでございます。これまで申請人同士で貸借していたんですが、期間満了ということで、貸人側からのたつての要望で継続するという話でございます。借人は認定農家でもありますし、農地を有効利用するという観点からも何ら問題ない案件だと考えております。 以上でございます。

整理番号 26 番について、皆さん方からご意見・ご質問いただきます。いかがでしょうか。

会長

(「異議ありません。」の声あり)

整理番号 26 番は計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 26 番は計画を認めることに決定いたします。

(■ 番委員 着席)

ただ今の案件、結果だけご報告いたします。

認めることに決定いたしました。

続きまして議案第 54 号。屋久島町農業委員会規定の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 54 号。屋久島町農業委員会規定の一部改正について議決をとります。

提案理由：『農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、規定内の引用箇所に条ズレが生じたことにより、所要の改正をしようとするものである。』ということで、第 2 条第 3 項中の「法第 21 条第 2 項」を「法第 27 条第 2 項」に改めるものでございます。

24 ページに『屋久島町農業委員会規程』、25 ページに『農業委員会等に関する法律』を添付しております。

臨時総会の開催に関する規程でございまして、現行の第 21 条第 2 項が改正後に第 27 条第 2 項に代わったことによるものでございます。

会長

このことについて皆さん方からご質問等ございますか。

条項が変わっただけで、内容は変更されておられません。

ご意見ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議案第 54 号は認めることに決定いたします。

続きまして、別冊になります。議案第 55 号。耕作放棄地についての農地・非農地判断について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 55 号。耕作放棄地についての農地・非農地判断について、「耕作放棄地全体調査要領」(平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2125 号農林水産省農村振興局長通知)に基づき把握された耕作放棄地について、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について(平成 20 年 4 月 15 日付け 19 経営第 7907 号農林水産省経営局長通知)大字麦生地区(高平・麦生)、原地区・尾之間地区の現地調査を実施したので同通知第 2 の 2 に基づき農地に該当するか否かの判断の議決を求めます。

1 ページ目をご覧ください。調査集落：高平。現地調査年月日：平成 28 年 1 月 25 日。調査者：委員の鎌田秀久さん、日高清明さん、事務局の川東、農地相談員の西田の計 4 名でございます。

調査した筆数：10 筆。面積：23,214 m²。その内非農地と判断した筆数：3 筆。面積：9,004 m²。判断しなかった筆数：7 筆、14,210 m²。1 筆の平均面積が 2,321 m²です。

非農地と判断しなかった理由の内訳はお目通しください。

続きまして麦生集落です。現地調査年月日：平成 28 年 1 月 25 日。調査者：委員の鎌田秀久さん、日高清明さん、事務局の川東、相談員の西田の計 4 名。

調査した筆数：22 筆。面積：24,126 m²。その内非農地と判断した筆数：14 筆。面積：12,758 m²。判断しなかった筆数：8 筆。面積：11,368 m²。1 筆の平均面積が 1,097 m²です。

事務局長

非農地と判断しなかった理由の内訳はお目通しください。

続きまして原集落です。現地調査年月日：平成 28 年 1 月 28 日。調査者：委員の安藤清浩さん、事務局の川東、相談員の西田の計 3 名。

調査した筆数：90 筆。面積：88,995 m²。その内非農地と判断した筆数：45 筆。面積：64,410 m²。判断しなかった筆数：45 筆。面積：24,585 m²。1 筆の平均面積が 989 m²です。

非農地と判断しなかった理由の内訳はお目通しください。

続きまして尾之間集落です。現地調査年月日：平成 28 年 2 月 2 日。調査者：委員の岩川原造さん、事務局の川東、相談員の西田の計 3 名。

調査した筆数：104 筆。面積：59,310 m²。その内非農地と判断した筆数：45 筆。面積：24,420 m²。判断しなかった筆数：59 筆。面積：34,890 m²。1 筆の平均面積が 570 m²です。

非農地と判断しなかった理由の内訳はお目通しください。

以上でございます。

会長

それでは順を追って、現地調査の折に気付いた点などあればご報告をお願いします。

まず高平でございますが、5 ページの地図をご覧ください。[] ですが、なぜか畑のようでして非農地の対象となっております。もともと広い面積に家を建てておりますので、その部分だけ宅地として分筆しておりますして残りは地目が畑のまま放置されている状態でありまして、[]、[]、[] など不在村地主の関係で長い間管理されていない状態で山林化しております。

極力山林化しているところは畑から非農地の対象として、農地としての恩恵を受ける対象農地を減らしていけというのが国の方針ですので、やむを得ないと感じているところです。

次に麦生をお願いいたします。

○番（農業委員）

ほとんど山林でございます。1 筆、道路残地として残っております。かなりの大木に山林化しているところを非農地として判断しております。非農地としなかったところは、畑総をしているところであったり。

以上です。

会長

今お話にありましたように、非農地化しているんだけども事業をしている圃場ですので、非農地という判断をして良いのかということで保留をしているところがたくさんあります。

それは今後、公費が投入されているということと土地改良事業あるいは土地改良区の運営にかかわることになりますので、慎重に判断をしていかなければいけないかなと思っているところです。

次は原。

○番（農業委員）

調査したのは 90 筆だったんですけど、思いのほか時間がかかりました。大きな木が生えているけども、よく見るとスプリンクラーが設置されてあったり。非農地と判断ができたのは半分です。

会長（鎌田 秀久君）

次は尾之間。

○番（農業委員）

尾之間は 104 筆調査しました。大木が生えていて中に入れないう状態で山林化しているところは外してあります。

会長

先ほども言いましたが、よく見ないと事業を実施しているかわからないんですね。山の中にスプリンクラーの立ち上がりだけが見えている状

会長

態のところがいくつかありました。そういう場所は非常に悩ましいところ
でございます、農家の負担軽減から考えますと土地改良の受益地域
からも外すというのが農家側にとっては良いんですが、農政上あるいは
土地改良区の運営上、非常に課題が残る案件です。

以上、4地区の調査をしたわけなんです、この内容について皆さん
方から疑問点・質問がございますか。

○番（農業委員）

5ページの写真ですが。山林雑木でも非農地になってないですね。

会長

ここはかつて放棄されていたんですが、ここ数年、何年かに1回は草
を払っておりまして、今回の調査をした時も草を払った状態でごしま
した。バナナも植わっておりますし、使おうと思えば使えると判断した
ところですよ。

真ん中あたりの写真ですが、XXXXXXXXXX。ここも山林なんですが、畑総事
業で給水をしております。受益地区にはいっているところですよ。

他にございませんか。

（「ありません。」の声あり）

今回で一通り、屋久島町の非農地調査が今年度終わったということに
なるんですが、この後も皆さんの調査結果に基づいて中間管理事業を進
めるうえで必要性があったりということが考えられます。それから、機
構に預けるという事で意思表示をした方のものが、どうしても機構が受
け入れられない場合は、戻されます。そういうところについては、非農
地判断の対象にしないということですよ。

非農地判断について皆さん方から質問等ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

事務局

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第11回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時50分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

2番

3番

平成28年2月25日

屋久島町農業委員会会長 鎌田 秀久